

議案第16号

大野市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和7年3月26日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

児童福祉法改正に伴う事業内容の拡充に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市子育て短期支援事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 922 574 958">（事業の種類及び内容）</p> <p data-bbox="193 983 788 1077">第2条 事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="225 1104 793 1435">(1) <u>短期入所生活援助事業 次に掲げる場合で、児童養護施設等において当該児童の養育又は親子で短期入所させて支援を行う事業（以下「ショートステイ事業」という。）</u></p> <p data-bbox="261 1644 793 1738"><u>ア 保護者が疾病又は負傷により児童を養育できないとき。</u></p> <p data-bbox="261 1765 793 1973"><u>イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の理由により児童を養育できないとき。</u></p>	<p data-bbox="863 922 1201 958">（事業の種類及び内容）</p> <p data-bbox="820 983 1415 1077">第2条 事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="852 1104 1420 1615">(1) <u>短期入所生活援助事業 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合において、当該児童を児童養護施設等において養育を行う事業（以下「ショートステイ事業」という。）</u></p>

ウ 出産、看護、事故、災害、失
踪等の家庭養育上の理由により
児童を養育できないとき。

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校
等の公的行事への参加等社会的
な理由により児童を養育できな
いとき。

オ 養育環境等に課題があり、児
童自身が一時的に保護者と離れ
ることを希望するとき。

カ 「保護者の一時的な休息のた
めのケア（以下、「レスパイト
・ケア」という。）」、児童と
の関わり又は養育方法に関する
助言を行うために親子での利用
が必要であるとき。

(2) 夜間養護等事業 平日（休日
（日曜日及び国民の祝日に関する
法律（昭和23年法律第178号
）に規定する休日をいう。以下同
じ。）以外の日をいう。以下同
じ。）の夜間又は休日において、
次に掲げる場合で、児童養護施設
等において当該児童を保護し、生
活指導、食事の提供又は親子で短
期入所させて支援を行う事業（以
下「トワイライト事業」という。
）

ア 保護者が仕事その他の理由に

(2) 夜間養護等事業 保護者が仕事
その他の理由により平日（休日
（日曜日及び国民の祝日に関する
法律（昭和23年法律第178号
）に規定する休日をいう。以下同
じ。）以外の日をいう。以下同
じ。）の夜間又は休日に不在とな
り、家庭において児童を養育する
ことが困難となった場合その他緊
急の場合において、当該児童を児
童養護施設等において保護し、生
活指導、食事の提供等を行う事業
（以下「トワイライト事業」とい
う。）

より不在となり、家庭において
児童を養育することが困難とな
ったとき。

イ 養育環境等に課題があり、児
童自身が一時的に保護者と離れ
ることを希望するとき。

ウ レスパイト・ケア、児童との
関わり及び養育方法に関する助
言を行うために親子での利用が
必要であると教育委員会が認め
たとき。

(対象者)

第3条 事業の対象となる児童又は親
子等（以下「対象者」という。）
は、大野市内に住所を有する者で前
条各号に規定する場合に該当するも
のとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童（以下
「対象児童」という。）は、大野市
内に住所を有する者で、次の各号に
掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものとする。

(1) ショートステイ事業 児童の保
護者が次に掲げる事由のいずれか
に該当する場合の家庭の児童で、
教育委員会が必要と認めるもの

ア 疾病又は負傷の事由

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲
れ、育児不安等身体上又は精神上
の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪
等家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等
の公的行事への参加等社会的な事
由

(2) トワイライト事業 保護者の仕

(利用期間等)

第4条 ショートステイ事業の利用期間は、当該保護者の心身の状況、当該児童の養育環境その他の状況を勘案して教育委員会が必要と認める期間とする。

2 トワイライト事業の利用期間は、おおむね6月以内で、夜間養護の利用時間は午後5時から午後9時までとし、休日の利用時間は午前8時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合には、必要最小限の範囲内でその期間又は時間を延長することができる。

(利用決定の取消し)

第8条 教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の決定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 対象者が第2条各号の事業に該当しなくなったとき。

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象者の事業利用の継続が困難であ

事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童で、教育委員会が必要と認めるもの

(利用期間等)

第4条 ショートステイ事業の利用期間は、連続する7日以内とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

2 トワイライト事業の利用期間は、おおむね6月以内で、夜間養護の利用時間は午後5時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合には、必要最小限の範囲内でその期間又は時間を延長することができる。

(利用決定の取消し)

第8条 教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の決定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 対象児童が第3条各号に定める要件に該当しなくなったとき。

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象児童の事業利用の継続が困難で

ると教育委員会が認めるとき。	あると教育委員会が認めるとき。
----------------	-----------------

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

大野市子育て短期支援事業利用料

		ショートステイ事業	トワイライト事業（平日）	トワイライト事業（休日）
生活保護世帯	2歳未満児及び慢性疾患児	0円	0円	0円
	2歳以上児	0円		
	親子利用の保護者	0円		
市民税非課税世帯	2歳未満児及び慢性疾患児	1,100円	300円	350円
	2歳以上児	1,000円		
	親子利用の保護者	300円		
上記以外の世帯	2歳未満児及び慢性疾患児	5,350円	750円	1,350円
	2歳以上児	2,750円		
	親子利用の保護者	750円		

備考

- 1 市民税の課税状況は、利用をしようとする日の属する年度の前年度分の額の区分による。
- 2 生活保護世帯には、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯のうち、市民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 3 市民税非課税世帯には、父子家庭、母子家庭及び養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「利用児童」を「利用者」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「利用児童との続柄」を「申請者との続柄」に、「健康保険証の写し」を「保険証等の写し」に改める。

様式第1号中「次のとおり、大野市子育て短期支援事業を利用したいので申請します。」の次に「なお、私及び私の世帯の収入、課税状況について調査することに同意します。」を加える。

様式第2号中「児童1人当たり日額」を削る。

様式第4号中「利用を取り消す児童」を「利用を取り消す者」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大野市子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

大野市教育委員会 様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、大野市子育て短期支援事業を利用したいので申請します。なお、私及び私の世帯の収入、課税状況について調査することに同意します。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業			
利用者	ふりがな 氏 名 (男・女)	生年月日 年 月 日 (歳)		
	ふりがな 氏 名 (男・女)	生年月日 年 月 日 (歳)		
	ふりがな 氏 名 (男・女)	生年月日 年 月 日 (歳)		
利用の期間 及び時間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで (日間・ か月間)			
申請の理由				
緊急時の 連絡先	(氏名・名称など)		電話番号	
健康状態 注意事項	(持病・食物アレルギーなど)		通園・通学先	
家 族 構 成	氏 名	申請者 との続柄	年齢	勤務先 (名称・電話番号)
添付 書類	○保険証等の写し			

大野市子育て短期支援事業利用可否決定通知書

年 月 日

申請者

様

大野市教育委員会 印

先に申請のありました大野市子育て短期支援事業の利用については、次のとおり利用を（可・否）と決定しましたので通知します。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業	
利用者	(氏名) (男・女)	生年月日 年 月 日
	(氏名) (男・女)	生年月日 年 月 日
	(氏名) (男・女)	生年月日 年 月 日
申請者	住所	
	氏名	
利用の期間 及び時間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで (日間・ か月間)	
利用施設	所在地	
	施設名	
利用料	円	
利用不可の理由		

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として（訴訟において大野市を代表する者は大野市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

大野市子育て短期支援事業利用依頼書

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

次のとおり、大野市子育て短期支援事業の利用決定をしましたので、受入れをお願いいたします。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業			
利用者	ふりがな 氏名 (男・女)	生年月日	年 月 日	(歳)
	ふりがな 氏名 (男・女)	生年月日	年 月 日	(歳)
	ふりがな 氏名 (男・女)	生年月日	年 月 日	(歳)
利用の期間 及び時間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで (日間・ か月間)			
利用する理由				
申請者	住 所 氏名	電話番号		
緊急時の 連絡先	(氏名・名称など)	電話番号		
健康状態 注意事項	(持病・食物アレルギーなど)		通園・通学先	
家 族 構 成	氏 名	申請者 との続柄	年齢	勤務先 (名称・電話番号)
添付 書類	○保険証等の写し（別添のとおり）			

大野市子育て短期支援事業利用解除通知書

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

年 月 日付けで通知をしました大野市子育て短期支援事業の利用については、次のとおり取り消しましたので通知します。

利用区分	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 夜間養護等（トワイライト）事業	
利用を取り消す者	(氏名) (男・女)	(生年月日) 年 月 日
	(氏名) (男・女)	(生年月日) 年 月 日
	(氏名) (男・女)	(生年月日) 年 月 日
申請者	住所	
	氏名	
取消年月日	年 月 日	
取消しの理由		

様式第5号（第9条関係）

大野市子育て短期支援事業利用料決定通知書

年 月 日

様

大野市教育委員会 印

年 月 日付けで通知をしました大野市子育て短期支援事業の利用に係る利用料について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用料	(月分)	円
-----	-------	---